

農地保有合理化促進事業（継続）

【平成20年度概算決定額：2,149,303（2,823,952）千円】

対策のポイント

農地の仲介機能を有する農地保有合理化法人の事業推進体制を強化するとともに、担い手の規模拡大に伴う負担を軽減することにより農地集積の加速化を進めます。

（農地保有合理化事業とは）

- 農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、担い手に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、担い手への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

- 農地保有合理化事業による利用集積面積は、売買により0.7万ha、貸借により1.2万ha、計1.9万ha（平成17年度）となっており、認定農業者へ集積された面積の約3分の1を占めています。

政策目標

	担い手が経営する農地面積割合	
〈平成17年〉	→	〈農業構造の展望（平成27年）〉
約4割		7～8割程度

<内容>

1. 事業推進体制の強化

農地保有合理化法人における相談窓口設置や集落段階で活動する現地調整員（JAや普及センターのOB等）の配置を支援し、地域の視点に立って担い手のニーズに応じた農地集積を推進します。

2. 農地継承の円滑化

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で農地を担い手へ円滑に継承するため、緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等、農地保有合理化法人の活動を支援します。

【補助率：1/2、定額、6/10、7/10】

【事業実施主体：都道府県、（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成12年度～平成21年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]